

宮城大学看護学部履修規程

平成21年4月1日

規程第31号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、宮城大学学則（以下「学則」という。）第22条第2項の規定により、看護学部における授業科目の履修の方法等に関し必要な事項を定める。
- 2 この規程に定めるもののほか、共通教育科目の履修方法等について他に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(授業科目等)

- 第2条 看護学部の授業科目、当該科目の配当年次及び単位数並びに必修・選択の別等は、別表1のとおりとする。
- 2 看護学部看護学科における教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項に定める養護教諭1種免許状に係る授業科目、当該科目の配当年次及び単位数等は、別表2のとおりとする。

(履修の登録)

- 第3条 看護学部の学生（以下「学生」という。）は、履修しようとする授業科目について、前期及び後期の所定の期日までに、別に定める「履修登録の手引き」に基づき履修登録を行わなければならない。
- 2 前項の規定は、第11条第2項の規定により仮進級した学生の仮進級の対象となった授業科目について準用する。

(履修登録の制限)

- 第4条 次に掲げる授業科目は、履修登録をすることができない。
- 一 在学年次より上級年次に配当されている授業科目
  - 二 既に単位を修得した授業科目
- 2 授業時間が重複する授業科目は、原則として履修登録できない。
- 3 教育環境等により、履修登録の人員を制限することがある。

(試験)

- 第5条 定期試験は、その授業の開講時期の末に期間を定めて行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては随時試験を行うことができる。
- 3 前2項の試験は、筆記試験、口述試験、実技試験、又は実験、実習、課題レポートにより行う。
- 4 次のいずれかに該当する学生は、試験を受験することができない。
- 一 履修登録をしていない学生
  - 二 出席時間が、講義及び演習においては授業時間の3分の2に満たない学生、実験及び実習においては授業時間の5分の4に満たない学生
  - 三 試験時刻に20分を超えて遅参した学生
- 5 受験の際は、学生証を机上に提示しなければならない。

(授業科目の開講取消)

第6条 履修登録者数が5人以下の場合は、当該授業科目の開講について検討することができる。

(成績評価等)

第7条 学生の成績は、シラバス等で示された授業の到達目標に対する学生の学習到達度によって評価されるものとする。

2 成績の表示は次のとおりとし、秀、優、良及び可を合格とし、所定の単位を与える。

評 価	評 点	学習到達度との関係
秀	90点以上	学習到達度が特に優秀な水準で到達目標に達している
優	80点以上90点未満	学習到達度が優秀な水準で到達目標に達している
良	70点以上80点未満	学習到達度が良好な水準で到達目標に達している
可	60点以上70点未満	学習到達度が到達目標に達している
不 可	60点未満	学習到達度が到達目標に達していない

3 第5条第4項第2号及び第3号の規定に該当し試験を受験できなかった授業科目又は正当な理由なく試験を受験しなかった授業科目については、原則として不合格とする。

4 前2項の規定により不合格となった授業科目については、次年度以降に再履修することができる。この場合、当該授業科目については、第3条の規定に基づく履修登録を行わなければならない。

5 第2項及び第3項の規定により不合格となった必修科目を再履修する場合であって、当該再履修科目の担当教員が、当該再履修科目については該当学生の自己学習によって合格基準に達することが可能であると認めた場合に限り、当該再履修科目に係る授業への出席を免除することがある。

6 前項の規定により出席が免除された再履修に係る授業科目を次年度以降に履修登録する際、当該再履修登録科目の授業時間が次年度以降に配当されている他の必修科目の授業時間と重複する場合は、第4条第2項の規定にかかわらず、所定の手続きを経てその両方の授業科目を履修登録することができる。

(追試験)

第8条 所定の試験に欠席した学生に対する試験（以下「追試験」という。）は、原則として行わない。ただし、病気その他特別の理由により、やむを得ず試験を受験できなかった学生に対しては、その願い出により追試験を行うことがある。

2 前項の規定により追試験の受験を希望する学生は、原則として該当科目の試験終了後1週間以内に、様式第1号による追試験願を提出し、学長及び担当教員の承認を得なければならない。この場合、病気により試験を受験できなかった学生には医師の診断書を、事故等により試験を受験できなかった学生にはそれを証明する書類の提出を求めることがある。

3 追試験の実施日時等は、前項の担当教員がその都度別に定める。

4 追試験における点数は、取得した点数の8割を上限として計算する。

(再試験)

第9条 試験（前条に規定する追試験を含む。）を受験して不合格となった学生及び第7条第3項の規定により不合格となった学生に対する試験（以下「再試験」という。）は、原則として行わない。ただし、教授会が必要と認めた場合は、再試験を行うことがある。

- 2 再試験の実施日時等は、該当授業科目の担当教員がその都度別に定める。
- 3 再試験における成績の評価は、原則として可を上限とする。

### (不正行為)

第10条 第5条第1項に定める試験において不正行為をした学生に対しては、学則第36条の規定による懲戒処分を行うほか、当該学生がその期に登録しているすべての履修科目の成績評価を不可とする。

- 2 前項の試験以外の小テストやレポート等における不正行為又は授業の出席に関し虚偽申告を行った学生に対しては、その不正行為の状況により、小テスト等の得点を無得点又は当該科目の成績評価を不可とし、かつ、学則第36条の規定による懲戒処分を行うことができる。

### (進級及び仮進級)

第11条 在学年次に配当されている必修科目の試験のすべてに合格した場合に、在学年次の1年次上の学年に進級することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、在学年次に配当されている必修科目の試験において、不合格科目が2科目以内の学生は、在学年次の1年次上の学年に仮進級することができる。ただし、次条第3項の規定に該当する学生にはこれを適用しない。

### (留年)

第12条 在学年次に配当されている必修科目について3科目以上不合格（第6条第3項の規定による不合格を含む。以下同じ。）となった学生は、当該学年に留年する。

- 2 前項の規定にかかわらず、実習科目について1科目でも不合格となった学生は、原則として当該学年に留年する。
- 3 第1項の規定により留年した学生又は前条第2項の規定により仮進級した学生が、第7条第4項の規定により再履修した科目の試験に不合格となったときは、当該学年又は仮進級した学年に留年する。

### (卒業要件)

第13条 卒業するためには、4年以上在学し、別表1の「卒業要件の欄」に掲げる単位数を修得しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、学則第52条の規定により本学の他学部・他学科の授業科目を履修して修得した単位及び学則第53条から第55条までの規定に基づき認定された単位については、別に定めるところにより、卒業要件単位数への算入を認めることがある。

### (委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、教授会の議を経て看護学部長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の宮城大学看護学部履修規程別表2は、平成12年度入学者から適用し、それ以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の宮城大学看護学部履修規程別表1及び2は、平成13年度入学者から適用し、それ以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の宮城大学看護学部履修規程別表1及び2は、平成20年度以前の入学者であって、休学等により入学時の履修規程で配当された年次に履修できなかった者に適用し、それ以外の者については、なお従前の例による。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学者から適用する。
- 2 この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則 (H21.9.30 第11回理事会)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (H22.3.24 第19回理事会)

この規程は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学者から適用する。

附 則 (H23.3.23 第38回理事会)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (H23.7.27 第44回理事会)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学者から適用する。
- 2 この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（H24.6.27 第56回理事会）

この規程は、平成24年6月27日から施行する。

附 則（H24.12.26 第64回理事会）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。ただし、在学学生は、改正後の宮城大学看護学部履修規程別表1及び2のうち、共通教育科目に新たに追加された授業科目を履修することができる。

附 則（H25.2.27 第66回理事会）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（H27.3.25 第94回理事会）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

様式第1号（第8条第2項関係）

## 追 試 験 願

平成 年 月 日

宮城大学長 殿

学部	学科	学年
学籍番号		
氏 名		印
電話番号		
住 所		

下記授業科目について、 のため、宮城大学看護学部履修規程第5条に規定する所定の試験を受験できませんでしたので追試験を実施されるよう、同履修規程第8条第2項の規定により願います。

## 記

授 業 科 目 名	所定試験実施 年月日・時限	担 当 教 員 名	追試験実施予定 年月日・時限	担当教員 認 印
	年 月 日 時限		年 月 日 時限	
	年 月 日 時限		年 月 日 時限	
	年 月 日 時限		年 月 日 時限	

- 注) 1 願出者は、「授業科目名」、「所定試験実施年月日・時限」及び「担当教員名」の欄にのみそれぞれの所要事項を記入するものとする。
- 2 所定の試験を受験できなかった理由が傷病の場合にあっては医師の診断書を、それ以外の場合にあっては、当該理由を証明する書類の提出を求めることがある。

第2編教育 看護学部履修規程

別表1

授業科目の名称		開講年次	単位		授業 時間数	卒業要件
			必修	選択		
語学	英語ⅠA	1	1		30	留学生は選択
	英語ⅠB	1	1		30	留学生は選択
	英語ⅡA	1	1		30	留学生は選択
	英語ⅡB	1	1		30	留学生は選択
	英語ⅢA	2	1		30	留学生は選択
	英語ⅢB	2	1		30	留学生は選択
	英語ⅣA	2		2	60	
	英語ⅣB	2		1	30	
	英語Ⅴ	3・4		1	30	
	英語Ⅵ	3・4		1	30	
	中国語Ⅰ	1・2		1	30	
	中国語Ⅱ	1・2		1	30	
	韓国語Ⅰ	1・2		1	30	
	韓国語Ⅱ	1・2		1	30	
	語学講義Ⅰ	1・2		1	30	
	語学講義Ⅱ	1・2		1	30	
情報処理	情報処理	1	2		30	
	基礎統計学	1	2		30	
人間形成科目	基礎ゼミ	1	1		30	必修を含めて9単位以上選択
	宗教学	1・2		2	30	
	日本の歴史・文化	1・2		2	30	
	東南アジアの歴史・文化	1・2		2	30	
	哲学	1・2		2	30	
	音楽	1・2		2	30	
	美術	1・2		2	30	
	健康科学	1・2		2	30	
	Global StudiesⅠ	1・2		2	30	
	Global StudiesⅡ	1・2		2	30	
	スポーツ実技	1・2		2	60	
人文・社会科学	心理学	1・2		2	30	人文・社会科学から2単位以上履修
	現代社会論	1・2		2	30	
	憲法	1・2		2	30	
	経済学概論	1・2		2	30	
基礎科学	数学基礎(*)	1・2		2	30	卒業要件単位に含まない
	物理基礎(*)	1・2		2	30	卒業要件単位に含まない
	化学基礎(*)	1・2		2	30	卒業要件単位に含まない
	生物基礎(*)	1・2		2	30	卒業要件単位に含まない
	数学概論	1・2		2	30	基礎科学(数学概論、物理概論、化学概論、生物概論)から2単位以上履修
	物理概論	1・2		2	30	
	化学概論	1・2		2	30	
	生物概論	1・2		2	30	
講義別	特別講義Ⅰ	1・2		2	30	
	特別講義Ⅱ	1・2		1	15	
留学生対象	日本事情Ⅰ	1	2		30	留学生のみ履修可能
	日本事情Ⅱ	1	2		30	留学生のみ履修可能
	日本語Ⅰ	1	2		30	留学生のみ履修可能
	日本語Ⅱ	1	2		30	留学生のみ履修可能
	日本語Ⅲ	2	2		30	留学生のみ履修可能
	日本語Ⅳ	2	2		30	留学生のみ履修可能
共通教育科目の合計			23	58		卒業要件単位数25単位以上

第2編教育 看護学部履修規程

専門基礎科目	人間発達学	1前	2		30	
	臨床心理学	1後		2	30	
	保健行動科学	2前		2	30	
	医療倫理学	1前	2		30	
	人間関係論	1後	2		30	
	形態機能学Ⅰ	1前	1		30	
	形態機能学Ⅱ	1後	1		30	
	形態機能学Ⅲ	1後	1		30	
	薬理学	1後	2		30	
	栄養学	2後	2		30	
	家族社会学	2前		2	30	
	社会福祉学	2前		2	30	
	公衆衛生学	1後	2		30	
	疫学Ⅰ	2後	2		30	
	疫学Ⅱ(※)	4後		2	30	保健師国家試験受験に必修
	保健医療福祉行政論(※)	3前		2	30	保健師国家試験受験に必修
	学校保健論	2後		2	30	
	病態学	2前	2		30	
	疾病論Ⅰ	2前	1		30	
	疾病論Ⅱ	2前	1		30	
	疾病論Ⅲ	2後	1		30	
	リハビリテーション学	3前		2	30	
	代替療法	4後		2	30	
	看護情報学Ⅰ	2前	1		30	
	看護情報学Ⅱ	2後		1	30	
	応用看護情報学	4前		1	30	
専門基礎科目の合計			23	20		専門基礎科目の卒業要件23単位以上
専門教育科目	看護学原論	1前	2		30	
	看護実践論	2後	2		30	
	ライフステージ看護学概論Ⅰ	1後	2		30	
	ライフステージ看護学概論Ⅱ	2前	2		30	
	地域看護学概論	2後	2		30	
	看護学研究法	4前	2		30	
	国際比較看護論	4前		2	30	
	家族看護論	2後	2		30	
	災害活動論	1後		2	30	
	救急・災害看護論	4前		2	30	
	災害看護支援論	4後		2	30	
	実践看護英語演習	3前		1	30	
	治療看護論	2後		2	30	
	看護技術論	1後	2		30	
	看護援助技術論Ⅰ	1後	1		30	
	看護援助技術論Ⅱ	2前	1		30	
	看護援助技術論Ⅲ	2前	1		30	
	母性看護援助論Ⅰ	2後	2		30	
	母性看護援助論Ⅱ	3前	2		30	
	小児看護援助論Ⅰ	2後	2		30	
小児看護援助論Ⅱ	3前	2		30		
成人看護援助論Ⅰ	2前	2		30		
成人看護援助論Ⅱ	3前	2		30		
成人看護援助論Ⅲ	3前	2		30		

## 第2編教育 看護学部履修規程

専門教育科目	専門科目	老年看護援助論Ⅰ	2前	2	30			
		老年看護援助論Ⅱ	3前	2	30			
		精神看護援助論Ⅰ	2後	2	30			
		精神看護援助論Ⅱ	3前	2	30			
		地域看護援助論	3前	2	30			
		看護マネジメントⅠ	3前	2	30			
		看護マネジメントⅡ	4前	2	30			
		在宅看護援助論Ⅰ	2後	2	30			
		在宅看護援助論Ⅱ	3前	2	30			
		緩和ケア論	4前	2	30			
		卒業研究	4前後	2	60			
		基礎看護学実習	1後・2前	3	135			
		母性看護学実習	3後	2	90			
		小児看護学実習	3後	2	90			
		成人看護学実習	3後	6	270			
		老年看護学実習	3後	3	135			
		精神看護学実習	3後	2	90			
		在宅看護学実習	3後	1	45			
		地域看護学実習	3後	2	90			
		総合実習	4前	2	90			
		公衆衛生看護援助論（※）	3前		2	30	保健師国家試験受験に必修	
		公衆衛生看護活動論Ⅰ（※）	4前		2	30	保健師国家試験受験に必修	
		公衆衛生看護活動論Ⅱ（※）	4前		2	30	保健師国家試験受験に必修	
		公衆衛生看護活動論演習Ⅰ（※）	4前		1	30	保健師国家試験受験に必修	
		公衆衛生看護活動論演習Ⅱ（※）	4前		1	30	保健師国家試験受験に必修	
		公衆衛生看護マネジメント（※）	4後		2	30	保健師国家試験受験に必修	
		公衆衛生看護学実習（※）	4後		3	135	保健師国家試験受験に必修	
		専門科目の合計			78	24		専門科目の卒業要件78単位以上
		専門教育科目の合計			101	44		専門教育科目の卒業要件101単位以上

注) 保健師国家試験を受験しようとする者は、（※）の選択科目を全て履修し単位を修得しなければならない。

## 第2編教育 看護学部履修規程

別表2 (養護教諭1種免許状に係る授業科目)

授業科目の名称		開講年次	単位数	授業時間	免許状所得要件
教育職員免許法の六に定める科目第六十六	憲法 (※)	1・2後	2	30	
	スポーツ実技 (※)	1・2前	2	60	
	英語 I A	1前	1	30	
	英語 I B	1前	1	30	
	英語 II A	1後	1	30	
	英語 II B	1後	1	30	
	英語 III A	2前	1	30	
	英語 III B	2前	1	30	
	情報処理	1前	2	30	
養護に関する科目	公衆衛生学	1後	2	30	
	疫学 I	2後	2	30	
	学校保健論 (※)	2後	2	30	
	養護概説 (※)	3前	2	30	
	健康相談活動 (※)	4前	2	30	
	栄養学	2後	2	30	
	形態機能学 I	1前	1	30	
	形態機能学 II	1後	1	30	
	形態機能学 III	1後	1	30	
	疾病論 I	2前	1	30	
	疾病論 II	2前	1	30	
	病態学	2前	2	30	
	薬理学	1後	2	30	
	臨床心理学 (※)	1後	2	30	
	精神看護援助論 I	2後	2	30	
	看護学原論	1前	2	30	
	ライフステージ看護学概論 I	1後	2	30	
	ライフステージ看護学概論 II	2前	2	30	
	看護技術論	1後	2	30	
	基礎看護学実習	1後・2前	3	135	
小児看護援助論 I	2後	2	30		
小児看護学実習	3後	2	90		
救急・災害看護論 (※)	4前	2	30		
に養護する又は科目職	小児看護援助論 II	3前	2	30	
	看護実践論	2後	2	30	
	地域看護学概論	2後	2	30	
	家族看護論	2後	2	30	
教職に関する科目	教職論 (※)	3前	2	30	
	教育学概論 (※)	2前	2	30	
	教育心理学 (※)	2前	2	30	
	教育内容論 (※)	2後	2	30	
	教育の方法 (※)	4前	2	30	
	生徒指導 (※)	2前	2	30	
	相談心理学 (※)	2後	2	30	
	養護実習 (※)	4後	5	150	
	教職実践演習 (養護教諭) (※)	4後	2	30	
計			83		45科目83単位必修

注) (※) は看護学部必修科目以外の科目であるが、養護教諭 I 種免許状取得には必須の科目である。

様式第1号（第8条第2項関係）

## 追 試 験 願

平成 年 月 日

宮城大学長 殿

	学部	学科	学年
学籍番号			
氏 名			印
電話番号			
住 所			

下記授業科目について、のため、宮城大学看護学部履修規程第5  
 条に規定する所定の試験を受験できませんでしたので追試験を実施されるよう、同履修規程第8  
 条第2項の規定により願います。

## 記

授 業 科 目 名	所定試験実施 年月日・時限	担 当 教 員 名	追試験実施予定 年月日・時限	担当教員 認 印
	年 月 日 時限		年 月 日 時限	
	年 月 日 時限		年 月 日 時限	
	年 月 日 時限		年 月 日 時限	

- 注) 1 願出者は、「授業科目名」、「所定試験実施年月日・時限」及び「担当教員名」の欄にのみそれぞれの所要事項を記入するものとする。
- 2 所定の試験を受験できなかった理由が傷病の場合にあっては医師の診断書を、それ以外の場合にあっては、当該理由を証明する書類の提出を求めることがある。